制定：平成 23 年 8 月 29 日第 63 回通常総会議決
施行：平成 24 年 6 月 1 日

役員等の報酬総額及び報酬等の支給の基準に関する規程

（定款第３３条第３項）

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人岐阜県山林協会（以下「この法人」という。）の定款第３３条第３項の規定に基づき、この法人の役員等の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることとする。

（報酬の区分）

第２条　役員等の報酬は、常勤理事（常勤である理事をいう。以下同じ。）にあっては、月額報酬、役職手当及び賞与とし、非常勤役員等（常勤理事以外の理事及び監事並びに顧問、相談役、参与をいう。以下同じ。）については、日当とする。

２　役職手当は、常勤理事が、副会長及び専務理事の役職に就任した場合に、毎月、月額報酬と合せて支給するものとする。

３　非常勤役員等の日当は、会員以外の非常勤役員等の場合及び会長の依頼に基づき通常の業務以外の業務に従事した場合に支払うものとする。

４　第１項、第２項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。

（費用）

第３条　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（事業年度の報酬総額）

第４条　第２条に規定する役員等の報酬は、別表に定める事業年度ごとの総額を上限とする。

２　毎事業年度ごとの役員等の報酬総額は、監事と監事以外の役員等に分けて毎年の定時総会において定めるものとする。

３　監事以外の各役員等に対する報酬の配分額は、理事会において定める。

４　各監事に対する役員報酬の配分は、監事の話し合いで定める。

（月額報酬、役職手当及び賞与の算定方法）

第５条　常勤理事の月額報酬は、別表に定める事業年度あたり報酬総額の上限以下及び事業年度ごとに総会で定める監事以外の役員の報酬総額以下を満す額として理事会で定める。

２　常勤理事の月額報酬を定めるに当たっては、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第４条に定める行政職給料表の７級の再任用職員の額等を参考として定めることとする。

３　常勤理事が年金受給年齢に達している場合には、常勤役員の報酬月額は、原則として、前項で定めた月額報酬から１０％減額した額を報酬月額とする。

４　就任中の常勤役員が年金受給年齢に達した場合には、原則として、受給年齢に達した月の２ケ月後から１０％減額した額を月額報酬とする。

５　役職手当は、副会長にあっては、月額報酬の２０％、専務理事にあっては、月額報酬の１５％とする。また、事務局長不在の場合は、事務局長事務を取扱うことから、役職手当の率を５％加算するものとする。

６　賞与は、毎年、６月及び１２月に支給するものとし、月額報酬に１．１０を乗じた額とする。

７　新たに常勤理事に就任した者には、日割り計算により、その日から月額報酬を支給する。役職手当、通勤手当においても同様とする。

８　常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割り計算により、その日までの月額報酬を支給する。役職手当、通勤手当においても同様とする。

９　常勤理事が死亡により退職した場合には、退職した月までの報酬を支給する。

10　常勤理事の月額報酬等の額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

11　役員等の退職に当たっては、原則として、退職手当を支給しない。ただし、額を定めて総会の承認を得た場合には、これを支給することができる。

（日当の算定方法）

第６条　非常勤役員等の日当は、１日当たり３万円以下とし、事業年度ごとの支給額は、別表に定める総額以下とする。また、事業年度ごとの報酬総額は、常勤理事の報酬の総額と合算したものが、定時総会において定めた役員等の報酬総額を上回ってはならない。

（通勤手当の算定方法）
第７条　通勤手当の月額は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第１２条の６に定める通勤手当に準じて支給するものとする。

２　月の中途において常勤理事が就任し、退職し又は解任された場合には、日割り計算により、当該月分の通勤手当を支給するものとする。

（報酬等の支給方法）
第８条　常勤理事の月額報酬、役職手当及び通勤手当は、その全額を通貨で直接本人に支給する。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

２　常勤理事が、その報酬、役職手当及び通勤手当につき、本人名義の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

３　常勤理事の月額報酬、役職手当及び通勤手当の支給日は、その月の２１日とする。ただし、その日が祝日法による休日、日曜日又はその月の第３土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又はその月の第３土曜日でない日を支給日とする。

４　常勤理事の賞与は、毎年６月３０日及び１２月１０日に支給する。

５　常勤理事が、中途に就任し、退職した場合には、１月１日から６月３０日の期間又は７月１日から１２月３１日の期間中に在職した日数による日割り計算により賞与を支給する。ただし、解任により退職した場合には、賞与を支給しないこととする。

６　常勤役員以外に支払う日当、通勤手当等は、職務を執行する日に支払う。

（費用）
第９条　役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、負担する費用のうち前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

（公表）
第10条　この法人は、この規程をもって、認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）
第11条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）
第12条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、公益社団法人岐阜県山林協会の認定を受け、公益社団法人の登記の日（平成２４年６月１日）から施行する。

第４条　別表（事業年度の報酬総額）

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額の上限
常勤理事	８００万円
非常勤の役員等	５０万円